

# 記入例：振動試験機 (F-300BM) を使用する場合

## 機器設備使用申請書

本書面の提出日をご記入ください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県産業支援技術研究所長 様

千葉県産業支援技術研究所使用規則第2条第2項の規定により、次のとおり機器設備の使用を申請します。

申請者	(ふりがな) 住所又は所在地	〒103-0000 とうきょうとちゅうおうくちゅうおう 東京都中央区中央〇-〇-〇		
	(ふりがな) 氏名又は名称及び法人にあっては、代表者の氏名	ちばしいなげくてんだい (使用者住所：〒263-0016 千葉市稲毛区天台〇-〇-〇)  にほんせいぞうかぶしがいしゃ 日本製造株式会社  代表取締役 にほん いちろう 日本 一郎		
企業概要	資本金	3000万円	従業員数	30人
	業種 (主な製品)	製造業 (無線LAN等電子通信機器)		
使用者	(ふりがな) 氏名	千葉支店 技術課 いなげ さぶろう 稲毛 三郎		
	TEL	000-000-0000	FAX	000-000-0000
① 振動試験機 (F-300BM)				
使用期間及び 使用時間	① 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 ( 〇時間)			
	② 年 月 日～ 年 月 日 ( 時間)			
	③ 年 月 日～ 年 月 日 ( 時間)			
使用目的	製品の振動耐久試験のため			

法人の場合は本社の住所をご記入ください。  
※ 下欄「使用者」の住所が本社の住所と異なる場合は、「使用者」の住所を括弧書きでご記入ください。

法人の場合は法人名、代表者の職名・氏名をご記入ください。

実際に機器設備を使用される方の担当部署、所属及び氏名をご記入ください。  
※ この使用者宛に手数料の納入通知書を送付します。

※ 番号を対応させてください。

- 申請にあたっては「千葉県産業支援技術研究所機器設備使用要領」を必ずお読みください。
- 機器設備の使用にあたっては研究所職員の指示に従ってください。
- 機器設備の使用における機器等の損傷が使用者の責に帰すべき事由によるときは、使用者の責任において機器等の修理又は損害の補償をしていただきます。
- 使用者の使用中の災害補償については、使用者が属する関係機関又は使用者が対処し、県はその災害について補償することはできません。